

公務労協2009春季生活闘争の取組み方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

1980年代以降、世界を席卷した「小さな政府」を掲げた新自由主義は、「市場の失敗」による世界的な金融・経済危機を招いた。また、社会的公正と国民の安心・安全を確保する公共サービスの基盤を中破し、極限を超える格差拡大そして貧困の増加を招いた。さらに、実体経済への深刻な影響は、賃金の低下と雇用の悪化とともに、消費の低迷による「負の連鎖」へと発展している。

公務労協は、「歴史の転換点にあたって～希望の国日本へ舵を切れ～」(第13回連合中央執行委員会決定/2008.10.23)に基づき、効率と競争最優先の価値観から公正と連帯を重んじる社会の実現をめざす連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現をはかることとする。

また、公務公共サービスに従事するすべての労働者をはじめとする勤労者全体の実質生活の維持・確保をはかるとともに、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざす。

2. 迷走する麻生政権と政局、そして深刻な経済・雇用情勢

「明るい強い国づくり」を掲げ、安倍・福田両政権に続き国民の信任を得ることなく発足した麻生内閣は、世界的な金融・経済危機を背景に解散・総選挙を回避する「政局よりも政策」を主張しながら、定額給付金に象徴される愚策に溺れ、さらに総理自らの失言と放言に弁解と謝罪を繰り返すなど、すでに政権運営の限界と自民党を中心とする政権延命の手法の行き詰まりを露呈している。

2008年7—9月期の国内総生産(GDP)は、原油高と米国発金融危機に伴う海外需要の低迷を背景として、前期比、年率で0.4%減となり、約7年ぶりに二・四半期連続のマイナス成長となっている。一方、民間企業の冬の一時金は、昨冬比2.9%減(民間調査機関集計)の見通しとなり、すでに世界経済の急減速と資源高による企業収益の悪化が賃金にも影響を及ぼしている。また、11月の全国消費者物価指数は、原油価格の急落により上げ幅が縮小してはいるものの、14ヵ月連続して上昇し101.6(前年同月比1.0%増)となり、所得の減少と物価の上昇は、家計への影響を深刻化している状況にある。今後、「企業収益悪化・物価上昇→生産・設備投資・雇用と賃金の抑制→消費

減退」という悪循環が強まる恐れがあるもと、少なくとも物価上昇に見合った賃金引き上げによる実質生活の維持が強く求められている。

職を離れても新たな職を求めない非労働力人口が増加したことで低下していた完全失業率は、2008年11月には3.9%（前月比0.2ポイント増）と3ヵ月ぶりに悪化に転じた。さらに、有効求人倍率が0.76倍（2008年11月）に低下し、来春就職予定者の内定取り消しが769人（厚生労働省12月26日公表）となるなど、雇用情勢は深刻な状況となっている。

また、非正規労働者は雇用者全体の4割近くを占めるまでに増加している一方で、景気の悪化に伴い非正規労働者を「雇用の調整弁」として削減する動き（2009年3月までに85012人が雇止め等で失職（厚生労働省11月25日公表との比較で2.8倍に増加））が進んでおり、さらなる雇用の不安定化が進行している。

3. 2009年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

昨年12月24日、政府は、一般会計の総額が88兆5480億円となる2009年度予算案を閣議決定した。予算案は、当初予算ベースで過去最大の規模（2008年度当初予算比6.6%増）となっているが、「当面は景気対策」とする予算編成の基本的な考え方に対し、新たな雇用創出や産業構造の転換などその理念の具体化が明らかではなく、単なるバラマキ的予算増となっている。具体的な予算案の内容は、社会保障費2200億円抑制について、年金特別会計からの資金などで実質的な抑制額を230億円に圧縮したものの、目標は形骸化したまま存置されている。第2次補正予算で2兆円が予算化される定額給付金との関係において、その目的の曖昧さと効果が疑問視されるもと、社会保障費抑制との政策的整合性が問われるものとなっている。公務員人件費については、「国・地方を通じ、定員・給与両面から、「基本方針2006」等を踏まえた公務員人件費の改革を推進」としており、これは制約された公務員の労使・労働関係のもとで、さらなる財政面からの人件費削減圧力を企図するものとして極めて問題である。また、①公益法人への支出を3928億円削減（対2006年度比）、②タクシー代を30%以上削減、③レク経費を原則廃止等としていることは、天下りや超過勤務等本来解決すべき課題を「ムダ」という財政規律の問題に矮小化しているものであるとともに、福利厚生に係る使用者としての責任を放棄するものに他ならない。

一方、同時に閣議決定された「中期プログラム」は、2011年度の消費税増税を強く意識しているが、今後、その地均しとして、不当な公務員人件費の削減を企図して行く可能性と動向に、十二分な警戒をはかる必要がある。

地方公共団体における普通会計の決算状況は、歳入、歳出ともに8年連続で前年度決算額を下回っている。2007年度の経常収支比率は、対前年度2.0ポイント上昇の93.4%となり、財政構造の硬直化が進んでいる。また、「三位一体改革」により、とくに地域間の財政力格差を是正する地方交付税について、国の財政再建のための大幅な

削減(地方財政計画において、2009年度は対前年度4100億円の増となっているものの、2000年度と2008年度との比較で6兆46億円の減)が、自治体間の急激な財政力格差を生じさせている。つまり、所得の高い地域では地方税収入も多くなっていることから歳入全体の変動は少ないものの、所得の低い地域では歳入全体が減少し、その結果として歳出の圧縮と地域の公共サービス水準の低下を余儀なくされている状況にある。

2008年12月8日、地方分権改革推進委員会は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」に関する第2次勧告を策定し麻生総理に提出した。第2次勧告は、国の出先機関の見直しの対象とした8府省15機関の総定員95,836人(2008年3月末)のうち、地方自治体への移管などで職員34,600人削減をはじめとして、①事務権限116事項を地方自治体に移譲などの見直し、②地方整備局や地方農政局などを統合した新しい出先機関を3年後をめどに設置、③新しい出先機関は「地方振興局」と「地方工務局」に分け、内閣府に設置するなどしている。これらは、まず出先機関の統廃合ありきの姿勢で一方的にまとめられた行政改革・総人件費削減政策に他ならず、さらに移譲を受ける地方自治体の事務・権限や財源の検討が先送りされている等、公共サービスの切り捨てとなるものである。

地方分権改革推進委員会側が「地方分権改革あつての道州制」と指摘すれば、「道州制こそが最終的な地方分権改革」との対立的な主張行うなど、互いに牽制しあつてきた政府の道州制ビジョン懇談会は、当初予定していた道州制基本法案の2008年中の骨子案策定を見送り、1月中に道州制の理念や課題を列挙した報告書を策定することとしている。道州制については、政府・地方制度調査会、自民党道州制推進本部、日本経済団体連合会などが各々に独自の区割り案や導入時期を提起する等、国民不在のもとでの主導権争いに終始している状況にある。

「平成の大合併」により、全国の市町村数(2008年7月現在で1787市町村)は半数近くにまで減少した。市町村を合併に向かわせたのは、公債費の増加と地方交付税削減などの財政問題を背景とした国による強引な施策の推進によるものと指摘されている。また、合併による影響として、職員数と財政支出の削減による住民サービスの低下、行政と住民相互の連帯の弱まり、行政単位の過大化等による周辺部の衰退と経済波及効果の減少等の弊害が顕在化しているとされる。1997年の地方分権推進委員会第2次勧告(地方分権の受け皿となる市町村の体力を高めるため、市町村合併の推進を政府に求める)を発端として市町村の実質的な自主性が尊重されることなく強引に進められた「平成の大合併」について、その功罪を含めた実態の検証が求められている。

4. 連合「2009春季生活闘争方針」

連合は、「賃上げこそ最大の景気対策」という立場から、2009春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、①内需の拡大を促し、実質生活を確保するためにも、物価上昇を踏まえた取組みを強化し、景気の回復と生活防衛のための取組みと位置付ける、

②格差社会からの脱却のための運動を継続・強化するとともに、分配の歪みの是正に向け社会的な分配のあり方に労働組合として積極的に関与していく、③非正規労働者や中小企業労働者の格差是正を伴う賃金の引き上げが不可欠であり、すべての労働者の処遇改善に向けて取組みを強化していく、④財政金融政策や税制度の見直し、雇用のセーフティネットの整備など、生活に直結し雇用を守る政策面の取組みを従来以上に強めていくとしている。

また、産別からの報告をもとにした情報開示を積極的に行い、より波及効果を高めることを目的とした闘争体制の再構築をはかるため、新たに共闘連絡会議を設置すること等を提起している。

5. 日本経済団体連合会「2009年版経営労働政策委員会報告」

2008年12月16日、日本経団連は「労使一丸で難局を乗り越え、さらなる飛躍に挑戦を」と題する2009年版経営労働政策委員会報告を公表した。報告は、「第1章 日本経済を取り巻く環境の変化と今後の見通し」「第2章 今次労使交渉・協議における経営側のスタンスと労使関係の深化」「第3章 公正で開かれた人事・賃金システムの実現」「第4章 わが国企業の活力・競争力を高める環境の整備」により構成され、①雇用維持については「安定に努める」、②賃上げについては「ベースアップは困難と判断する企業も多い」、③定期昇給を含めた「賃金改定の重みを再認識する時期にある」とするなど、賃金抑制の姿勢を明確化するとともに、賃上げにも雇用安定にも応えようとしないうる経営姿勢を明らかにしている。

連合は、「報告」が、経営者団体として如何に日本経済を立て直し、産業社会を強化していくのかという課題に全く応えておらず、何のために社会に対して「経労委報告」を提起するのかわからぬと、厳しく批判している。また、現下のマクロ経済の状況からすれば経営者団体として会員企業に対し、非正規を含むすべての労働者の雇用の安定を徹底させ、マクロの観点から積極的賃上げによる内需喚起を促すこと、そして、日本の将来設計、新しい産業構造のあり方について政府に対し、また、世の中に向けて発信していくことが重要であり、日本経団連は財界代表として主導力を発揮すべきであるとしている。

II 取組みの基本的考え方

2009年春季生活闘争は、今が歴史の転換点という認識のもと、公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を決する取組みとして、第一にすべての公共サービス労働者の生活の維持・確保、賃金水準の改善と格差の是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制

度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組を通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 賃金改善、格差是正、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働時間短縮の取組み

連合は、「具体的な労働条件の要求と取組み」について、①賃金カーブ維持分を確保したうえで、物価上昇（2008年度の見通し）に見合うベアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざす、②中小・下請労働者の格差是正、非正規労働者の処遇改善や正社員化に向けて産別の指導のもと取組みを展開する、③生活の基礎である月例賃金を最優先した闘争を推進し、年間収入の維持・向上に努めるものとするとしている。また、「ワーク・ライフ・バランスの実現、労働時間短縮の取組み」について、休日増をはじめとする所定労働時間の短縮、時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間管理の徹底などを提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを推進する。とくに各構成組織は、格差是正の取組みについて、臨時・非常勤職員の処遇及び雇用の改善に係る要求提出を必ず行うこととする。

2. 公共サービス基本法制定の取組み

第169通常国会期及び第170臨時国会期における取組みの到達点等を踏まえ、第171通常国会における公共サービス基本法の制定に向けて、民主党による院内対応とそれに連携した院外における宣伝活動をキャンペーン活動と位置付け、2～6月をキャンペーン活動期間に設定し、連合と連携した取組みを進める。

具体的な取り組みについては、①各都道府県において、地方連合会との連携と民主党国会議員の参加を基本とする春季生活闘争の諸集会等と連動した「公共サービス基本法の制定を求める地方集会」を開催する、②地方集会の取組みの集約点として、中央集会を開催する、③公務労協の取組みとして、地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する、④宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、別記によることとする。

3. 政策制度要求の実現に向けた取組み

①景気・消費回復、生活防衛のための総合経済対策の効果的な実施（税制改革、地域・中小企業活性化対策、物価対策等）、②雇用・労働分野におけるセーフティネッ

トの整備(労働者保護の視点での派遣法改正等)、③ワーク・ライフ・バランスの推進、④信頼と安心の社会保障制度の構築、⑤公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

4. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

第171通常国会における内閣人事局に係る法制上の措置について、非現業公務員の協約締結権付与を前提に、内閣人事局を労使関係において政府を代表する責任ある使用者としての組織とすることを求める。非現業公務員の協約締結権の検討に対しては、労使関係制度検討委員会における今後の検討・議論の推移を踏まえ、具体化される諸課題への対応をはかる。また、公務・公共部門の団体交渉制度の在り方に関する研究会報告に基づき、「労使関係制度についての公務労協の考え方」を策定し組織的な討議を行うこととする。

引き続き、連合との連携のもと、ILO勧告を満した労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現を求め、具体的な対応については、別途、公務労協・公務員制度改革対策本部に提起する。

5. 地方分権改革・国の出先機関の見直し、独立行政法人改革への対応

地方分権推進委員会第2次勧告が、政府に対し今年度内に策定することを要請した「国の出先機関の改革の具体化を実現するための工程を明らかにした計画」について、①見直しについては、第2次勧告にかかわらず、国と地方の役割分担を明確化し、それぞれの事務事業の精査を前提とすること、②政府の責任において雇用と労働条件を確保すること、③関係労働組合を含め十分な交渉・協議、合意を前提とすることなどを基本とした対策をはかるとともに、分権改革対策委員会における対応等を充実し、取組みの強化・全体化を行う。また、引き続き、分権調査会をはじめとする民主党との協議を補強する。

独立行政法人の整理合理化計画の具体化及び見直しに対しては、第171通常国会における動向等を注視し、引き続き、行革・雇用問題対策会議を中心として、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを強化する。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

Ⅳ 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 雇用と賃金等の取組み

(1) 連合に結集し、すべての労働者の雇用と実質生活の確保、格差是正の実現に全力を

公務労協は、雇用と生活の向上に全力で取り組むという連合の2009春季生活闘争方針を支持し、全力で組織する。

公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する雇用確保の取組みや格差是正、底上げ、公契約条例などの取組みを全力で進める。

また、各構成組織は、必ず関係当局に非常勤職員等の処遇改善と雇用確保に関する要求を提出し交渉を行う。その際、日々雇用の非常勤職員の賃金要求基準については、連合のパート共闘の要求基準を踏まえ、「30円以上」とする。

公務労協は、非常勤職員の雇用や任用問題についての検討の場を設置し、政府全体で取り組むよう政府と交渉・協議を強めるなど、公務内における格差是正に向けた取組みを進める。

(2) 総人件費削減に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力を

Ⅲ 5. 「地方分権改革・国の出先機関見直し、独立行政法人改革への対応」で述べた雇用確保の取組みのほか、公務員給与に対するバッシングと「政治」の介入を排し、公務員給与の社会的合意を再構築する取組みを前進させる。政府の地域における給与水準の見直しの人事院への要請を認めない立場から、社会的に公正な官民比較方法の確立に取り組む。

(3) 賃金水準の改善の実現を

公務労協としての2009年の統一賃金要求基準については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方等を総合勘案し、「公務・公共部門労働者の実質生活を維持・確保し、改善する賃金引上げを行うこと」とし、政府・人事院にその実現を求める。

※ 連合の春闘方針は、現在の不況を打開するには内需拡大、すなわち歪んだ配分構造を是正することが最も効果的であるとの考え方である。そのため、「物価上昇に見合うベアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現を目指す」としている。

公務労協としても、こうした連合の考え方を支持し、厳しい情勢の中でもベア要求の実現を目指して取組みを進めている民間組合に連帯していく立場から、実質生活の維持を最低とし、生活改善に繋がる賃金引上げを目指すこととする。

2. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多就労型ワークシェアリングの実現やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 国家公務員非現業において所定勤務時間が短縮されたことを踏まえ、独法等の所定労働時間短縮に向けた交渉を促進するとともに、地方公務員の所定勤務時間短縮の早期実現に向け、取組みを強める。
- (3) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。政府に対して勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。また、恒常的な超勤を削減することを目的に、労働基準法の改正に対応し、超過勤務手当の割増率の引上げと全額支給の実現を求める。

3. 段階的定年延長を中心とした新たな高齢雇用施策確立に向けた取組み

- (1) 65歳までの段階的な定年延長をできるだけ早期に行うよう要求し、その実現を求めて取組みを強める。また、国家公務員制度改革推進本部等で定年延長等が検討される場合には、それが重要な勤務条件であることを明確にし、われわれと十分交渉・協議、合意することを求める。人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」報告のとりまとめに当たっては、推薦委員と連携して意見反映を図る。
- (2) 「新たな高齢雇用施策検討委員会」において、公務・公共部門における段階的定年延長の具体的内容・実施時期とそれに関わる給与体系・水準のあり方についての考え方を早急に取りまとめ、政府、人事院との交渉・協議を進める。

4. 男女平等実現に向けた取組み

改定された「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。育児休業及び育児のための短時間勤務の数値目標を設定した男性取得の促進策等の具体化を求める。

5. 人事評価の本格実施を巡る取組み

- (1) 改正国公法に基づく非現業国家公務員の新たな人事評価制度は、4月1日から本格実施される予定となっている。政府に対しては、人事評価制度がわれわれの要求を反映し、納得性のある政令となるよう交渉・協議を強める。人事院に対しては、評価の活用に関し、合意できる人事院規則となるよう交渉・協議を強める。
- (2) 現業国家公務員等においては、団体交渉と協約事項であることを明確にし、取組みを進める。

6. 統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、公務労協としての統一要求基準(案)を以下の通りとする。

＜2009年賃金・労働条件等に関する統一要求基準＞

(1) 総人件費削減と雇用確保について

- ① 国家公務員の定員削減計画に基づく4年度目の配置転換が本人の希望に基づくものとなるよう、公務労協と十分交渉・協議、合意すること。
- ② 独立行政法人等の見直しに当たっては、良質な公共サービスを確保する観点から個々の事務・事業を十分検証することとし、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府として統一的な体制を確立するなど、国が雇用の確保に責任を持つこと。
- ③ 地方分権改革に伴う国の出先機関見直しの「工程表」等の検討に当たっては、公務労協と十分な交渉・協議を行い、合意すること。また、政府の責任において雇用と労働条件を確保することを明確にし、そのための仕組みを整備すること。

(2) 官民比較方法と賃金水準の改善等について

- ① 2009年度の公務・公共部門労働者の実質生活を維持・確保し、改善する賃金引き上げを行うこと。
- ② 地域別官民較差の公表や俸給表水準の見直し要請などの人事院勧告制度に対する介入を直ちにやめ、公務員給与の社会的合意を得るよう使用者としての責任を果たすこと。

(3) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消し、本人の希望に沿った継続的・安定的な雇用を確保すること。その実現ため、非常勤職員の職務や勤務形態の実態把握を行い、労働組合が参加する政府全体としての検討の場を設けること。
- ② 「均等待遇」の原則に基づき非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2009年度については、時間給を30円以上引上げること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを回復し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、①年間実総労働時間1,800時間への短縮②本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。
- ③ 労働基準法の改正に対応し、超過勤務手当の割増率を改訂するとともに、全額支給を行うこと。

(5) 新たな高齢者雇用施策について

- ① 新たな高齢雇用施策については、雇用と年金の接続形態の基本を65歳までの段階的定年延長とし、早期に実施すること。また、雇用の確保は最も重要な勤務条件であることから、十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めること。
- ② 国家公務員制度改革推進本部において、給与体系のあり方等の検討を含む高齢雇用施策を検討する場合には、これらが重要な勤務条件であることを踏まえ、十分に交渉・協議、合意すること。

(6) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業・育児のための短時間勤務の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施するよう指導すること。

(7) 新たな人事評価制度の実施について

新たな人事評価制度の本格実施に当たっては、納得性のある制度が円滑に導入されるよう、最大限の努力を行うこと。人事評価制度に関わる政令、活用に関わる人事院規則の策定に当たっては、十分交渉・協議し、合意すること。

(8) 労働基本権確立を含む公務員制度改革について

- ① ILO勧告に基づき、労働基本権制約の立法政策を根本から見直し、公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立すること。そのため、国家公務員制度改革推進本部の下に設置された労使関係制度検討委員会の審議を急ぎ、早急に「自立的労使関係制度」について結論を得ること。
- ② 労働基本権制約下での勤務条件に関する企画・立案機能の内閣人事局への移管や国家公務員制度改革推進本部における給与制度見直しについては、代償機能の空洞化につながるだけでなく、憲法違反でもあることから、直ちに法制度見直しに向けた検討をやめること。

V 2009春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月19日
- (2) 国営関係部会 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との関係を確立するとともに、公共サービス労働者の生活改善をはかる取組みを推進するため政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月28日に地方連合会官公部門連絡会担当者、地方公務労協への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (3) 各都道府県において、地方連合会との連携と民主党国会議員の参加により3月～5月の間で、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公共サービス基本法の制定を求める地方集会」を開催する。また、地方集会に連動して地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。
地方集会の取組みの集約点とする中央集会を5～6月を目途に開催する。
宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、〈別記〉によることとする。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（J P 労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2009春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を9,500,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。

<別記>

第171通常国会期における公共サービスキャンペーンについて

1. 活動期間

2009年3月～6月とする。

2. 具体的な取組み

(1) 各都道府県における対応

① 内 容

第171通常国会における公共サービス基本法の制定に向けて、各都道府県において地方集会、街頭宣伝活動などを実施する。

ア. 第171通常国会において公共サービス基本法の成立をめざす地方集会

○ 都道府県公務労協または地方連合会官公部門連絡会の主催により、地方連合会には共催を要請する。

○ 集会内容については、国会情勢報告、講演などとする。また、講師については、各地方組織において確保する。

○ 報道各社にも集会案内を送るなど、組織外へ向けた宣伝も行う。

イ. 街頭宣伝活動

○ 地方集会に併せて街頭宣伝活動を行う。

○ 街頭宣伝活動には、地方連合会、民主党等の参加を追求する。

② 実施期間

2009年3月～5月末とする。

③ 取組みに対する支援等

ア. 2月下旬までに、宣伝行動用のリーフレット（25万部）、チラシ（100万枚）を全都道府県に案分の上、送付する。

イ. 実施都道府県について、20万円を支給する。

④ 地方集会の集約、ホームページへの掲載

ア. 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会事務局は、2月末までに取組み計画（別紙）を公務労協事務局へ送付する。

イ. 公務労協ホームページで地方集会などの行動を紹介する。そのため、地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会事務局は、地方集会などの内容について写真、記事（500字程度）を公務労協事務局へ送付する。

(2) 中央における対応

① 中央集会

6月上旬に、地方行動を集約する形で、基本法早期成立を求める中央集会を開催する。

② 政策制度集会

4月～5月上旬に、政策制度集会を開催し、公共サービス基本法案を踏まえた各構成組織の政策制度の取組みを交流する。

3. マスコミ媒体等を活用したキャンペーン

① 国会情勢等を踏まえ、最も適切な時期に新聞に意見広告を掲載する。

ア、時期は5月連休明けを想定

イ、朝日、読売の日刊紙・全7段

② 公務労協ホームページのキャンペーンサイトを充実する。

第171通常国会期における公共サービスキャンペーン都道府県取組み計画

地方組織名 ()

報告者 ()

1. 地方決起集会について

(1) 主催、共催名

(2) 集会日時・場所

①集会日時

②場 所 (会場名・住所)

(3) 集会規模

(4) 集会内容 (出席国会議員名・学習会講師名なども記載して下さい)

2. 街頭宣伝活動について

(1) 行動内容

(2) 行動日時・場所

①日時

②場所

(3) 行動参加規模